**（記入例）**

１

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 基地司令 | 副司令 | 監理部長 |  | 基群司令 | 業務隊長 | 厚生班長 | 担当 |
|  |  |  |  |  |  |  |  |

令和元年〇〇月〇〇日

航空自衛隊浜松基地司令 殿

（第１航空団基地業務群業務隊長気付）

静岡県浜松市〇区〇〇町〇〇－〇〇

　　　　　　　　　　　　　　　　〇〇食品株式会社

代表者氏名 　 印

「浜松基地空自空上げ」の呼称等に関する使用許可申請書

標記について、下記のとおり申請します。

記

当社において、「浜松基地空自空上げ」の呼称等の使用を希望するので申請します。

なお、使用に際しては、以下の使用条件に同意するとともにこの申請書及び添付書類の記載事項については、事実と相違ないことを誓約します。

１　使用内容

(1)　「浜松基地空自空上げ」の呼称

(2)　「浜松基地空自空上げ」調理レシピ

 (3)　空自航空機の写真

２　使用目的

「浜松基地空自空上げ」のレシピを使用した鶏の唐揚げを製造及び販売することにより、浜松基地空自空上げを普及させ、認知度を向上させる。

２」

３　使用条件

(1)　「浜松基地空自空上げ」の呼称を使用する際には、「浜松基地空自空上げ」のレシピを使用する。

(2)　商品化に際して提供された内容を目的の用途以外に使用しない。

(3)　呼称等使用許可期間は３年とし、以後の使用については、再度申請し、許可を得るものとする。

(4)　呼称等の使用について、空自浜松基地として支障があると認められる場合において空自浜松基地から使用中止の申し出があった際には、呼称等の使用を中止するものとする。

(5)　事前に試作品を作成し、空自浜松基地に情報提供するものとする。ただし、過去に情報提供した試作品のうち、引き続いて許可を受けるために再度申請する場合は、該当しないものとする。

(6)　浜松基地空自空上げの商品化に関して発生した費用及び損害等について、空自浜松基地は、一切責任を負わないものとする。

(7)　呼称等を使用するに当たり、暴力団又は暴力団員、社会運動標ぼうゴロ（社会運動を仮装し又は標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行う恐れがあり、市民生活の安全に脅威を与える者）、政治活動標ぼうゴロ（政治活動を仮装し又は標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行う恐れがあり、市民生活の安全に脅威を与える者）、その他暴力団関係者から、不当要求又は業務妨害を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、速やかに警察に通報し、捜査上必要な協力を行うものとする。

(8)　前号による警察への通報及び捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した書面により、空自浜松基地司令に報告（第１航空団司令部監理部長気付）するものとする。

(9)　疑義等が生じた場合は、その都度、空自浜松基地と使用許可を受けた者が協議するものとする。

４ 添付書類

 「誓約書」

１

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 基地司令 | 副司令 | 監理部長 |  | 基群司令 | 業務隊長 | 厚生班長 | 担当 |
|  |  |  |  |  |  |  |  |

年　 月　 日

航空自衛隊浜松基地司令 殿

（第１航空団基地業務群業務隊長気付）

本社（店）所在地

商号又は名称

代表者の氏名 印

「浜松基地空自空上げ」の呼称等に関する使用許可申請書

標記について、下記のとおり申請します。

記

当社において、「浜松基地空自空上げ」の呼称等の使用を希望するので申請します。

なお、使用に際しては、以下の使用条件に同意するとともにこの申請書及び添付書類の記載事項については、事実と相違ないことを誓約します。

１　使用内容（一例）

(1)　「浜松基地空自空上げ」の呼称

(2)　「浜松基地空自空上げ」調理レシピ

 (3)　空自航空機の写真

２　使用目的

「浜松基地空自空上げ」のレシピを使用した鶏の唐揚げ（関連商品を含む。）を製造及び販売又は提供する。

２」

３　使用条件

(1)　「浜松基地空自空上げ」の呼称を使用する際には、「浜松基地空自空上げ」のレシピを使用する。

(2)　商品化に際して提供された内容を目的の用途以外に使用しない。

(3)　呼称等使用許可期間は３年とし、以後の使用については、再度申請し、許可を得るものとする。

(4)　呼称等の使用について、空自浜松基地として支障があると認められる場合において空自浜松基地から使用中止の申し出があった際には、呼称等の使用を中止するものとする。

(5)　事前に試作品を作成し、空自浜松基地に情報提供するものとする。ただし、過去に情報提供した試作品のうち、引き続いて許可を受けるために再度申請する場合は、該当しないものとする。

(6)　浜松基地空自空上げの商品化に関して発生した費用及び損害等について、空自浜松基地は、一切責任を負わないものとする。

(7)　呼称等を使用するに当たり、暴力団又は暴力団員、社会運動標ぼうゴロ（社会運動を仮装し又は標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行う恐れがあり、市民生活の安全に脅威を与える者）、政治活動標ぼうゴロ（政治活動を仮装し又は標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行う恐れがあり、市民生活の安全に脅威を与える者）、その他暴力団関係者から、不当要求又は業務妨害を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、速やかに警察に通報し、捜査上必要な協力を行うものとする。

(8)　前号による警察への通報及び捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した書面により、空自浜松基地司令に報告（第１航空団司令部監理部長気付）するものとする。

(9)　疑義等が生じた場合は、その都度、空自浜松基地と使用許可を受けた者が協議するものとする。

４ 添付書類

 「誓約書」